

コロナ禍における公共交通への支援に関する意見書

コロナ禍において人々の移動の自粛・制限により利用者が大きく減少し、公共交通の各事業者は二期連続の赤字決算を余儀なくされている。また、新幹線や大都市圏で得た利益でローカル線の赤字を補う、いわゆる「内部補助」のスキームが崩壊し、地方における交通網が存亡の機に立たされている。

公共交通の各事業者に対しては、既に雇用調整助成金における業況特例や、各種税制において一定の支援はなされているものの、公共交通は国民の生活及び経済活動にとって不可欠な基盤であることから、コロナ禍が収束するまでの間、さらなる適切な支援をしていかなければならない。

また、コロナ収束後の復活に向け、現在窮地に追い込まれている公共交通を維持発展させ、その経営と雇用を守る必要があり、その機能を十分に発揮し、真に活力ある地域や経済社会を作っていくためにも、公共交通に対する支援策が強く求められているところである。

ついては、国におかれては、次の事項について各段の措置を講ずることを強く求める。

1. 鉄道・バス等は国家の重要なインフラであり、持続可能なまちづくりのためにも、民間企業や地方自治体だけに任せることなく、国においても対策を講じること。また、地方の鉄道・バス等を将来にわたって維持するためには、今まで以上に国の支援や関与が必要であることから、財源確保や支援制度の拡充を行うとともに、沿線自治体と連携して利用促進に取り組み、通勤、通学をはじめとした生活のための移動手段を守るため、地域公共交通を確保・維持するための支援制度の拡充を図ること。
2. 諸外国では鉄道の環境優位性に改めて注目が集まっている。脱炭素化は世界的な潮流であることから、我が国においても、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、鉄道の利用促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣